

## 産廃特措法事業終了後の財政支援に係る要望書

令和4年(2022年)5月

# 産廃特措法事業終了後の財政支援に係る要望

## 要望事項

都道府県等が産廃特措法に基づく特定支障除去等事業の終了後に継続して行う、生活環境保全上の支障の再発を防ぎ、周辺住民の安心・安全を確保するための取組（モニタリングや水処理の継続、構造物の維持管理等）について、廃棄物処理法改正等の法整備や新たな制度の創設など、各事案の実情に応じた財政支援を講じられたい。

## 要望の概要

### 支援対象の取組 特定支障除去等事業終了後に行う次の取組に係る費用

- 環境モニタリング（生活環境保全上の支障およびそのおそれの有無に係る調査、残置した廃棄物の状況監視に係る調査、対策工事の効果の確認調査等。例として、周辺地下水や場内浸透水、保有水の水質・水位、場内の臭気、場内の地温等の調査）
- 場内浸透水・保有水等処理（設備の維持管理および更新を含む）
- 構造物等（仮設構造物や法面等）の維持管理

### 支援期間 10年間（令和5年度～令和14年度）

### 支援対象自治体 令和4年度末までに特措法事業を終了した自治体

## 要望の理由

特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（以下「産廃特措法」という。）に基づき実施する支障除去等事業（以下「特定支障除去等事業」という。）については、都道府県等において、産廃特措法に基づく基本方針に即した実施計画について環境大臣の同意を得て、国の財政支援のもと計画的かつ着実に進めているところである。

しかしながら、特定支障除去等事業の終了後においても、各事案の実情に応じて、生活環境保全上の支障が再発しないよう、地域住民の安心・安全を確保するための取組（モニタリングや水処理の継続、構造物の維持管理等）を一定期間継続する必要がある。とりわけ、廃棄物を残置する工法により特定支障除去等事業を実施した場合には、残置される廃棄物が周辺地下水の汚染や悪臭の発生等の中長期的な潜在リスクを有するため、生活環境保全上の支障が再発することがないよう、各事案の実情に応じて取組を継続する必要がある。

これらの取組には多額の費用を要することが見込まれるが、産廃特措法の失効後は、国の財政支援がなくなるため、都道府県等の財政負担が一層大きくなる。

こうしたことから、産廃特措法の延長時に衆議院環境委員会において「政府は、事業完了後に生活環境保全上の支障が再発しないよう、都道府県等による安全性の確保に向けた継続的なモニタリングの支援等必要な措置を講ずること」等の附帯決議がなされている。

については、都道府県等が特定支障除去等事業の終了後に継続して行う、生活環境保全上の支障の再発を防ぎ、周辺住民の安心・安全を確保するための取組(モニタリングや水処理の継続、構造物の維持管理等)について、廃棄物処理法改正等の法整備や新たな制度の創設など、各事案の実情に応じた財政支援を講じられたい。

令和4年(2022年)5月18日

環境大臣 山口 壮 殿

青森県  
岩手県  
宮城県  
秋田県  
新潟県  
福井県  
山梨県  
三重県  
滋賀県  
香川県  
福岡県  
横浜市  
新潟市  
岐阜市  
松山市